

# 日本のコモンズ

山編

テキスト: 藤村美穂 「みんなのもの」とは何か  
土屋俊幸 白神山地と地域住民  
『コモンズの社会学』より

# 藤本美穂：「みんなのもの」とは何か 一村の土地と人

## 要旨：

自然と呼ぶ森林の大部分は、そこで森林を利用し生活を営んできた人々の働きかけの結果、現在の姿がある。一方、現実の農山村の危機が迫り、森林と村の人の多様なかかわりがなくなり、森林の管理ができなくなっている。

このままでは森林の崩壊が起こりかねない。そこで「環境林」という言葉によって、森林保全を国民全体の問題として位置づけ、解決すべきである。

都市生活者を巻き込んだ村を超えた流域全体のcommonsとしてつくりかえてゆく模索が始まった。

# (テ) コモンズをなりたたせる力

みんなのもの

個人の利益追求を制限している

人間の行為・範囲の方向への社会的な力

みんなのものであることを可能とする仕組み

P.34-35

社会的な力に注目し、日本のむらのコモンズのあり方を検討

# 入会（入相，入合）

## 定義：

一定地域の住民の団体（村落）が、燃料、肥料、飼料用の草木や落ち葉の採取、家畜の放牧などを目的として、一定の山林原野（入会地）に立ち入る慣習

入り合う権利を入会権

入会の権利は多種多様

# 入会（入相，入合）

法律的性格：

共有の性質を有する入会権

共有の規定(入会権者が所有権をもっている場合)

共有の性質を有しない入会権

地役権の規定(入会権者が所有権をもっていない場合)

所有権をもっている場合でも，各自は持ち分を有しないし，分割請求権もなく，普通の共有よりも団体的な性格が強い：

総 有

権利の管理は，村落共同体に属し，それにもとづいて収益する機能だけが各住民に属する。

# 総有の権利

## 入会権および入会権的権利

農漁業共同体に属するとみなされる土地をその構成員が、共同体の内部規範により共同利用するとともに、同時に共同体自身はその構成員の変動を超えて同一性を保ちつつその土地に対して支配権をもつところの、共同所有形態。(川島武宣「民法(I)」)

# 実態としての定義

- 1) 権利者には地域性・定住性が必要  
総有は「地域が所有する」ような所有形態で、住民はいわば「地域の代理人」
- 2) 構成員たるには地域資源とかかわりながら生活していることが必要。  
(地域住民すべてが対象となるわけではない)

(熊本一規)

# 総有の権利

地域資源とかかわりながら生活している地域住民が、  
地域に居住しつづける限りにおいて地域資源に対し  
て有する共同所有



地域資源とかかわって生活している地域住民が地  
域資源にたいしてもつ、共同して収益する権利



## (テ) 入会地の利用規則

山の状態に影響を及ぼさない限りは自由な利用は許されるが、一方で利用が制限される行為もある(カマ止め)

むらの不特定多数の人の利用を保証するという原理を守る。(P.39)

むら全体で利用を確保するために、個人に分割できないように保ってきた。

# 分割できない共有：総有

- 共有は基本的には皆で所有し，利用するシステム。脱退するときには持ち分を主張して，資源の分割を要求できる。
- 総有は，皆で所有し，利用することについては，共有と変わりはない。だが，構成員となることをやめても，資源の持ち分，分割を主張できない。  
地域の農林水産資源の共有の形態は多くは「総有」である

## (テ) 日本の村の入会地

資源の利用に対する暗黙の制限や規則が存在し、それが結果として特定の個人による資源の収奪を防いでいる。

タイトなコモنزの代表事例

P . 3 9

# (テ) 土地所有の二重性をどうとらえるか？

- 「村の空間は皆のもの」という意識  
個人土地であっても自由には処分できない雰囲気(同時に秩序がある)  
近代的な所有権に対応している??
- 入会地は、法のいうように持ち分の定まった私的所有の集合ではない(これが総有)

P.40

# (テ) 土地所有の二重性をどうとらえるか？ 2

- 村のコモンズ

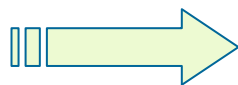
- 1) 入会地

- 2) 私有地を含む場合がある

村全体の領域

- 「私」有の強弱

耕す, 住む, 掃除する, 祈るなどの形で働きかける実態があるかどうか p.42



利用実態を中心にした考え

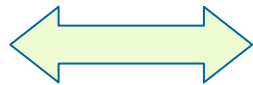
人の働きかけという行為が所有を決める

# (テ) 龍神村の事例

- 在村山林地主の意識

- ▶ 山林は単なる経営手段ではない

- ▶ 「山は一人では管理できない」 P.46



不在山林地主との意識の違い

- 集落の反応には敏感

- ▶ 経営方法, 雇用にも影響(村人優先)

- 他人の所有であっても, 慣習的に利用が認められている  
P.48

# (テ) 時間のなかのコモンズ

- 山林地主

- ▶ 次世代に山を残そうと個人の利益を度外視して行動

- ▶ 二つの対応 1) 林業以外の生業に

- ▶ 2) 林業に付加価値をつけて維持

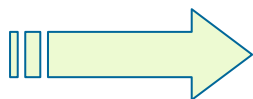
- 重荷だが、時代を超えて家産を管理していこうとする動き

その行動を規定しているのが、「みんなのもの = むらの土地」という意識

P.51

# コモンズの本質

- 村で生きていく
  - ▶ 家のつきあい, 他人とのしがらみの中で暮らす => あたりまえの縛り
  - ▶ コモンズもこの縛りのなかで成り立っている
- 身体にしみついた制限であるから実行力をもつ



村落を拠点とした資源管理論へと発展



# 土屋俊幸：白神山地と地域住民

## 要旨：

白神山地のふもとにある西目屋村では昔からマタギや山菜・キノコ採取，薪炭生産など，山と深く関わる生活を営んできたが，60年代以降の社会変化により，住民の山との関わりが減っていった。世界遺産登録によって，山との深い関わりをもった住民の利用が制限されてしまった。地域住民の意見を取り入れた永続的な白神山地の保全が求められている。

# 伝統的な林野利用

- 世界遺産の核心地域では、共用林野と呼ばれる慣行利用地

山菜、キノコ、マタギ猟が行なわれている  
地元民は「自分たちの山」と認識 P.75

- 西目屋村 水稲と果樹(第2種兼業)

マタギ集落を含む

林野率 94% うち86%が国有林

# (テ) 共用利用の実態

- 薪炭生産
- 山菜・キノコ類の採取
- マタギの狩猟
- マタギの1年間

60年代までタイトなローカルコモンズ  
60年代以降に利用体系の転換

# (テ) 林道反対運動へ

- 青秋林道の計画
  - ▶ 西目屋村は推進，木材などの搬出のために林道は必要との立場 P.85
- 住民の反対運動 源流部水源かんよう保安林解除
- 1990年 白神山地森林生態系保護地域  
コア地域，干渉地域に区分する保護手法や保護する区域の決定

# (テ) 入山規制論争

- ブナ林保護の核心となる保存地域  
秋田県 林野利用が限られていたため全面  
入山禁止  
青森県 地域住民の利用があり、容認  
自然保護団体の間でも見解がわかれる  
合意形成ができないまま管理計画  
1997年 秋田県 全面入山禁止  
青森県 指定許可入山(指定登山ルート)

P. 87 - 88

# (テ) 地元住民の意向が反映されたか？

- 一律禁止の矛盾

ブナ林保護のための規制，住民による山菜採取などの原則禁止

規制と矛盾する住民の採取の権利の消滅

従来からの林野利用を目的とした住民の入山禁止

登山利用は容認！！

# (テ) 白神山地の例： 参加型アプローチへの教訓

- 住民の伝統的な利用：

生活のために資源の保続を考えた利用をしてきた住民が排除

P. 91

- この間に伝統的コモンズの利用が衰退

三井：新しい森林コモンズを想定

都市住民を中心とした森林作業のボランティア活動，雑木林の管理，トラスト運動など，新しい人間が森林との関係を築きつつある

P. 92

その前提として，住民の意見が反映されなければならない

# 演習問題

- 1 白神山地を拠点に活動しているボランティアグループの森林エコ・ツーリズム、ブナ林の再生・保全に向けた森林ボランティアの内容について調べなさい。
- 2 三井は、都市住民を中心とした森林作業のボランティア活動、雑木林の管理、トラスト運動など、新しい人間が森林との関係を築きつつあると指摘しているが、それをどう思うか。